

令和5年第10回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年9月8日(金)
午前10時00分開会

午前11時30分閉会

2. 場 所 さいき文化センター 2階 第1、第2会議室

3. 出席委員(農業委員 14名)

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 是佐 恵美子	5番 松井 祥壮	6番 梶原 安行
7番 山田 政則	8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾
10番 吉田 雅子	11番 中谷 純子	12番 中田 安義
13番 岡 真由美	14番 岩本 博志	

(推進委員 12名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 中山 憲治	推進委員 岡村 昭男
推進委員 中田 進	推進委員 清水 透	推進委員 掘田 良昭
推進委員 三田 邦男	推進委員 松井 辰夫	推進委員 田丸 和也
推進委員 倉本 良夫		

4. 欠席委員(0名)

推進委員 小西 礼子 推進委員 安井 多佳子

5. 議事録署名委員

3番 神鳥 正貴 4番 是佐 恵美子

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	谷口 栄吾
主 事	原田 ゆみ
(佐伯支所) 次 長	藤本 秀樹
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主 査	胡 真寿

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)
- (2) 議案第 44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (5) 議案第 47号 令和6年度市農業・農村施策に対する提案・意見(案)について

《報告事項》

- | | | |
|---------|-----|---|
| (1) 報告第 | 1 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について |
| (2) 報告第 | 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| (3) 報告第 | 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理処分取消
の専決処理について |

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	ただいまから、令和 5 年第 10 回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。 委員総数 14 名。本日の出席委員 14 名。欠席ゼロでございます。 在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律 27 条第 3 項の規定により、本会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、3 番、神鳥委員さん、4 番、是佐委員さんのご両名をお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 43 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号 145 番については、議席番号 6 番の梶原委員さん、8 番の岩木委員さんが関係する案件のため、先に 146 番、437 番から 439 番を審議します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号 146 番、137 番から 139 番について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、4 ページ。位置図は 2 ページから 4 ページになります。 番号 146 番。農地の所在地は浅原字甘泉野、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、3 筆の 3,008 平方メートルで、利用目的は畑で小麦を栽培する予定です。期間は公告日から令和 10 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 437 番。農地の所在地は原字中小路、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 1,086 平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は公告日から令和 10 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設

	定を行うものです。 次に、番号４３８番。農地の所在地は原字中小路、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は１筆の２０８平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は、公告日から令和１０年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号４３９番。農地の所在地は友田字中小路、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は１筆の５８５平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は、公告日から令和６年９月３０日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地区委員、担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４３号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号１４６番、番号４３７番から番号４３９番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １４６番、古川委員さん。４３７番、岡村委員さん。４３８番、岡村委員さん。４３９番、小西さん休みなので、河井委員さん、お願いいたします。 それでは、古川委員さん、お願いいたします。
９番委員	はい。それでは、９番の古川から現地の報告をいたします。 １４６番ですけども、８月９日に安井推進委員と事務局２名で現地の調査確認を実施しております。現地の地図は２ページになりますが、１枚省いていただきますと、今日これからおいでいただく浅原交流会館というものがございますけれど、この真ん前が市民センターになります。交流会館から手前一番近いところに橋があるのですけれども、小学校の真ん前、元小学校の真ん前の橋を渡りましてずっと川の上流に向かっていきますと現地がございます。ここは、〇〇さんの所有でございますけども、市内の方にお住まいでございまして、現地はもう何年も耕作がされていない状況でございます。そして、〇〇さんは、新規就農をされ今年が２年目になりまして、有機農法に取り組んでおられます。今野菜を８０アールの農地を基に有機農法で作られているということでございます。今回は農地の端っこになるのですけれども、ここで有機で作りたいと、小麦を栽培予定ということで、有機栽培をしたいというご希望にはぴったりかなう状況かとは思いますが。現地調査をしましたときには、３枚あるうちの、２枚ほどはもう草刈りがされていまして、大変な草でございましたけども、それが刈っておられまして、先日伺いましたら、ここがもう耕うん作

	業はされています。ただ、1枚ほどはとてもじゃないけれどすぐに耕耘できるような状況でない、荒れ地のような状況になっておりまして、ここを少し開墾して耕作地を作っていくということになるかと思います。しかし、この〇〇さん非常にやる気のある方で、浅原で新規就農をされた方の地区外からのこの転入でございまして、家も借りて、入って、ここの交流会館の真ん前に、〇〇というお店があったのですが、そこのお店の店舗の部分全部借りておられまして、そこを販売の拠点と言いますか、作業の拠点ということでお使いになっている方でございまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。
議長	岡村委員さん、お願いします。
岡村推進委員	はい。原地区推進委員の岡村です。番号437番と利用権の設定が受ける方が一緒なので、同じように438番も同じように説明させていただきます。8月28日に事務局2名と中谷委員と私4名で現地調査に行っていました。地図は、3ページです。 場所は、国道433号線速谷神社から約北へ1キロぐらい行ったところに、原小学校というのがあるのですが、その約北西500メートルぐらいのところにある農地です。この農地は、以前から雑草だらけで、なかなか農地として機能していない状況でしたが、今度設定を受ける方、〇〇さんという方ですが、宮内地区から通って、今回借りられる土地の近くでもう既に畑を通してされております。もっと耕作したいということで、農地を探しておられ、この農地をぜひ使いたいということです。意欲のある方なので、少しでも休耕農地が減ることと思いますので、問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	河井委員さん、お願いします。
1番委員	はい。1番の河井です。439番の利用権の設定の申請について説明をいたします。8月17日に小西委員と事務局1名と現地確認をしております。場所は、地図の4ページです。585平米の畑で、〇〇さんは津田方面で16筆もの農地を借りて、四季折々の野菜を作っておられますので、現地確認したときも、もう既に耕作して植え付けをすればいいような状況にきれいにしておられました。この申請の農地も適切に管理されるものと思います。以上です。
議長	はい。これについて、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。 はい。中山委員。
中山推進委員	すみません。437と438の〇〇さんの確認なのですけれ

	ど、お近くで既に耕作をされているということですが、経営面積がゼロになっているのですが、これは何か別で借りられているということですか。
事務局	はい。近くのこの地図の少し下なのですけれども、親類かどこかのを借りて、一部を間借りしてされている状況らしいのです。既にもうピーマンとか何かいろんなものを植えられておりまして、最初水稻をやりたいというお話を畑にされて、畑ならやりますということですよ。
中山推進委員	分かりました。すみません。
議長	ほかにご意見等ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	はい。意見がないようですので、お諮りします。 議案第４３号についてのうち、番号１４６番、４３７番から４３９番について承認することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第４３号についてのうち、１４６番、４３７番から４３９番について承認することに決定いたします。 議案第４３号についてのうち、１４５番について、審議します。 議席番号６番の、梶原委員さん、８番の岩木委員さん、ご退席をお願いいたします。
	＝梶原委員、岩木委員退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第４３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、番号１４５番について説明させていただきます。 議案書は３ページ、位置図は１ページになります。 番号１４５番、農地の所在地は、玖島字壱町田景浦、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、２筆の４，９３１平方メートルで、利用目的は田で水稻を栽培する予定です。期間は公告日から令和１０年３月３１日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

	以上で、議案第４３号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借のうち、第１４５番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １４５番について、堀田委員さん、お願いいたします。
堀田推進委員	はい。推進委員の堀田です。番号１４５番について説明します。地図は１ページとなります。８月の８日、岩木委員と事務局と１名と現地調査を行いました。場所は〇〇がありますが、そのすぐ近くに位置しています。これまでは、〇〇が作業委託で耕作をしていましたが、今回新規の利用権の設定となります。特に問題はないと考えます。審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４３号についてのうち、番号１４５番について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	はい。異議なしと認め、議案第４３号についてのうち、番号１４５番について承認することに決定します。 それでは、退席した梶原委員さん、岩木委員さん、席にお戻りください。 ＝梶原委員、岩木委員復席＝
議長	議案第４４号、農地法第３条第１項の規定による、許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４４号、農地法第３条の規定による、許可申請について説明させていただきます。 議案書は６ページ、７ページ。位置図は５ページ、６ページになります。 番号２２１番、農地の所在地は、栗栖字隅河内、登記地目は田及び畑です。面積は、４筆の５１７平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、

	労力不足により耕作困難のため、譲受人は、自宅に近く耕作が便利であるためで、無償の所有権移転です。 次に、番号２２２番、２２３番については、譲受人が一緒のためまとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和字石原宮垣内、吉和字石原、吉和字石原中小路及び吉和字石原福田で、登記地目は田及び畑です。面積は、９筆の４，９２９平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、遠方により耕作困難のため、譲受人は、林業用の苗及び果樹などを育てるためで、有償の所有権移転です。 以上で、議案第４４号、農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご承認のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２２１番、神鳥委員さん、２２２番、中田委員さん、２２３番、中田委員さん、よろしくお願いいたします。 神鳥委員さん、よろしくお願いいたします。
３番委員	３番の神鳥です。番号２２１番について報告いたします。地図は５ページで、県道廿日市佐伯３０号線を佐伯支所から約５キロぐらい西に吉和方面に進んだ県道の縁の土地になります。網掛けの横の建物が栗栖地区の朝市になります。朝市は土日祝日８時から１０時に行われております。〇〇さんから〇〇さんに無償の所有権の移転でございます。８月１７日田丸推進委員、事務局１名、計３名で現地確認を行いました。この土地は既に〇〇が１５、６年前から野菜作りをされており、今の旧ＪＡ佐伯中央の倉庫で朝市へ出荷するための野菜を栽培しておられます。地元農家が所有権を取得されて耕作されるということは大変良いことと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	中田委員さん、よろしくお願いいたします。
１２番委員	１２番の中田です。番号２２２、譲渡人が親子関係であり、また譲受人が同一ということで、番号２２３と併せて説明いたします。地図は６ページです。８月２８日に、岡委員、倉本推進委員、事務局とで現地に行きました。譲受人の〇〇さんですが、吉和で〇〇を営んでおられます。今までも農地を集めておられるのですが、農業用の苗、母樹を育てるということ、また、今度ブドウを栽培するということで集めておられます。それで、〇〇さん〇〇さんについては、現在〇〇で栽培をしております。また、この手続が終わったら再度更新して、〇〇が作る予定です。 それで、残りの農地については、これまでどおり母樹の栽培、ま

	た、やっぱりブドウをやりたいということでございます。 特に問題はございません。よろしくご審議お願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４４号について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４４号について許可することに決定します。 議案第４５号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４５号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は８ページ、位置図は７ページになります。 番号２３４番、農地の所在地は、友田字溝路、登記地目は田です。面積は、１筆の１３７平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。移転理由は、住宅として利用するための申請です。 以上で、議案第４５号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご承認のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２３４番、河井委員さん、お願いします。
１番委員	はい。１番の河井です。農地法の４条の申請で、２３４番について説明をいたします。８月１７日に小西委員と事務局１名と現地確認をしております。場所は、地図の７ページで、友田に中山川という川が流れておりますが、この川のそばになります。地図の下に赤い印があります。隣が〇〇さんの実家になり、現在お母さんが住んでおられるようです。この隣に木造の平屋建て住宅を建てる申請です。汚水は合併浄化槽を使用されるそうです。この周りには、〇〇さんの土地や農地ですので、別に他人に迷惑のかかるような問題はないものと思われま。よろしくご審議をお願い

	いたします。以上です。
議長	ありがとうございました。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお伺いします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４５号について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４５号について許可することに決定します。 議案第４６号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４６号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は９ページから１３ページ、位置図は８ページから１０ページになります。 番号１９９番から２０５番については、譲受人が一緒のためまとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、地御前字大神及び地御前北３丁目の第２種農地で、登記地目は田及び畑です。面積は、１７筆の８，７６２．６７平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。移転理由は、露天駐車場及び資材置場として利用するための申請です。 次に、番号２２０番、農地の所在地は、宮内字東鎗出の第２種農地で、登記地目は畑です。面積は、２筆の６２平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、露天資材置場及び技能訓練場として利用するための申請ですが、既に農地転用の手続を行わず、露天資材置場及び技能訓練場として利用しているため、始末書が提出されております。 次に、番号２２９番、農地の所在地は、友田字橋桁の第２種農地で、登記地目は畑です。面積は、５筆の２１１平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、精密機械組立工場及び駐車場として利用するための申請です。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はない者と考えます。 以上で、議案第４６号、農地法第５条第１項の規定による許可

	申請についての説明を終わります。 ご承認のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １９９番から２２０番、中山委員さん、２２９番について河井委員さん、よろしくお願いいたします。 じゃあ中山委員さん、お願いします。
中山推進委員	推進委員の中山です。地図のページが８ページ、議案が９ページ以降になります。８月２９日に岩本委員と事務局２名にて現地調査を行っております。地図を見ていただきましたら、少し分かりにくいですが、この下側、地御前と書いてあるところの裏側に〇〇がある地区になります。既に、この１９９、２００、２０１、２０２、２０３の上側のほうで山が切り崩されて〇〇さんで使われているというところに隣接して、この度その露天駐車場その他として利用されたいということで伺っております。現地を確認しましたが、現状耕作は既にされておらず、草等で荒れたような状況でした。隣接する河川が非常に川幅が狭くて、今回の造成地区に対して水を受けるのに不安があったのですが、同時に宅地造成等規制法における申請を都市計画課にされているということで、そちらできちっと周辺に影響を与えないということで造成計画を立てられるということを前提に先立って、農地転用の許可を出すということで今回伺っております。現地は川幅は狭いですが、周辺農地に宅地転用した場合に与える影響は少ないと考えますので、問題はなかろうかと思えます。 続きまして、２０２番、地図のページは９ページになります。こちらは、８月１０日に岩本委員と事務局２名にて現地調査しております。こちらは、廿日市の火葬場、旧の清掃センターがあったところの近くになります。周辺は既に〇〇さんの訓練場として使われており、今回の申請地はその山陽自動車側ののり面の一部になっております。現状耕作もされておらず、一体利用も既にされているような状況でしたので、こちらを転用されても特に問題はなかろうかと思えます。 以上です。
議長	河井委員さん、よろしくお願いいたします。
１番委員	はい。１番の河井です。農地法の５条、２２９番についての申請について説明をいたします。８月１７日に小西委員と事務局１名と現地確認をしております。場所は地図の１０ページです。 友和市民センターというのがありますが、その裏側辺りになります。この農地５筆、２１１平米の有償の所有権の移転の申請になります。この土地の下側、〇〇という字がありますが、そこから左の地図を見ていただいて、左の道から右の道までに横に線

	を引いてみてください。この土地が３，７８７平米で土地でありまして、元の〇〇がありました。今回この土地と申請の農地を一括して売却されるものです。譲受人、転用目的等については、書類に詳しく書いてあります。市民センターより裏側辺りの農地とか土地については、全て〇〇さんの所有ですので、問題になるような事案はないものと思われます。また、汚水は公共の下水道へ排出されます。雨水は地区の水路に流されます。よろしくご審議をお願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございました。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４６号について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４６号について許可することに決定します。 議案第４７号、令和６年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４７号、令和６年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について説明させていただきます。 議案書は１４ページになります。 議案と一緒に送付しました「議案第４７号資料①」をご覧ください。 先月の第９回総会において協議していただいたものです。 協議後、４ページの項目６について、タイトルを「農地の多面的な機能の活用について」から「遊休農地の活用について」に変更させていただきました。また、前回の総会でお諮りしましたように、会長、職務代理者により、市長、議長に提出いたします。 以上で、議案第４７号、令和６年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）についての説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 中山委員。

中山推進委員

すみません、昨日新人研修があった中で触れられた点ですけど、この4月1日からのので、地域計画の策定と目標地図の素案作成というのが新たに令和6年の年度末までに行うということで詳しく説明があったのですが、この今の1ページの下段にある、本市農業委員会では、農業振興部門と連携し、「地域計画」策定に伴う「目標地図」の素案を作成し、地域農業の方向性に基づいた農地の集積・集約化活動を行ってまいります。ということであるんですけど、具体的にどのように既存のその総会ですとか現地パトロールですとか現地調査に加えて、どの程度の作業量が加わって、かつ、どういうスケジューリングで進められるというのが、分かれば教えていただけたらと思います。

事務局

中山委員、初めて新任の研修だったと思うのですが、ほかの今まで委員を務めておられる方ていうのは、この話というのは以前から話がありまして、もともと人・農地プランというものが、この「地域計画」に変わるものです。人・農地プランというのは、新規就農される方が補助金をもらうために、その地域だけ、小さいエリア、津田なら津田の、もう限られた地域だけの計画だったのですが、市街化区域を除いた調整区域、佐伯、吉和、大野の全てのところでこの地域計画と目標地図を作りなさいという国の指導がありまして、今事務局、それから、農林水産課で考えているのは、旧市町、佐伯、吉和、大野、廿日市といった単位の中の小学校区を基準に区域を定めて作ると思います。なかなか今日やってすぐできるというようなものではないと思いますので、国は令和6年度中に作りなさいという考えでおりますけれど、なかなか地域の皆さんと話をして将来像とかを作るものですので、すぐにこれでいきましょうというのはなかなか難しいと思います。一旦ひな形ではないですけど、ある程度のものを作りまして、それを随時修正していくような形で廿日市市はやりたいと事務局としては思っております。

また農地パトロールの時にご覧になったかと思うのですが、地番図というのがありまして、地番、所有者の名前が書いてあるカラー刷りのものがあるのですが、それを加工して目標地図を今は事務局では作りたいと思っております。

それで、地域計画のほうは農林水産課が作るの、それとすり合わせて、同じエリアで作っていくと、先ほどの小学校区単位で地図も計画も一緒というような形にしたいと思っております。

ただ、話が戻るのですが、即もう完璧なものというのはなかなか5年10年とかいうようなスパンがあるならできるとは思います、もう今年度ももう半分が過ぎていきますので、今から1年半で廿日市市全域ができますというようなのは、なかなかこう言いにくいので、できるだけのもので仕上げさせてもらって随時更新というような形でやりたいと思っております。以上です。

中山推進委員	すみません、作業量としては推進委員さんと農業委員さんと事務局でどのぐらいの負担と。
事務局	どうしても地域の協議の場が必要になってきますので、ご負担は増えてくると思います。 ただ、どれだけのその１回で済むところもあれば、５回も１０回も協議の場を持つ必要があるところとか、その場所によってすごく違うと思います。 佐伯で言うと、玖島とか浅原のように圃場整備がされているところと、私の住んでいる四和地域などは、もう高齢者ばかりで耕作している人もほとんどいないので、また市街化にいけば調整区域になると今度は家がどんどん建っているところと隣接しており様々なので、ここがすぐ耕作できるとか、ここがなかなか時間かかるというような、まだ見通しがつかないような状態です。なかなかこう作業量が把握できない状態です。
中山推進委員	お時間取りました。
議長	ほかにご意見等ございませんか。 ありませんか。 意見がないようですので、議案第４７号、令和６年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）については承認することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は、１５ページ。位置図は、１１ページ、１２ページになります。 今月の報告は、令和５年６月１９日から令和５年８月１０日までの間に受理した３件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について報告させていただきます。 議案書は、１６ページから２１ページ。位置図は、１２ページから２１ページになります。 今月の報告は、令和５年６月１９日から令和５年８月１０日までの間に受理した１８件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 番号１７４番、２０６番については過去に転用届が提出されています。 番号１７９番については前の所有者が農地転用の手続を行わず、既に進入路として利用しているため顛末書が提出されています。 番号２１９番については農地転用の手続を行わず、既に宅地として利用していたため、始末書が提出されています。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	はい。質疑がないようですので、報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告させていただきます。 議案書は、２２ページ。位置図も、２２ページになります。

議長	今月の報告は、令和５年２月２８日に、受理処分を行ったものについて、令和５年７月２８日に、処分取消の通知をしたものです。 内容につきましては、議案記載のとおりです。 取消事由については、譲渡人と譲受人との間の売買契約が解約となったことによる取消しです。 以上で報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》 質疑がないようですので、報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について、報告を終わります。 以上で本日の総会を終了いたします。 委員の皆様には、慎重にご審議いただき、ありがとうございます。 次回の第１１回農業委員会総会は、１０月６日金曜日、午前１０時から、山崎本社みんなのあいプラザの多目的ホールで行います。 以上で終了いたします。 ありがとうございました。

（閉会 午前１１時３０分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和５年１０月６日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（３番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（４番委員） _____